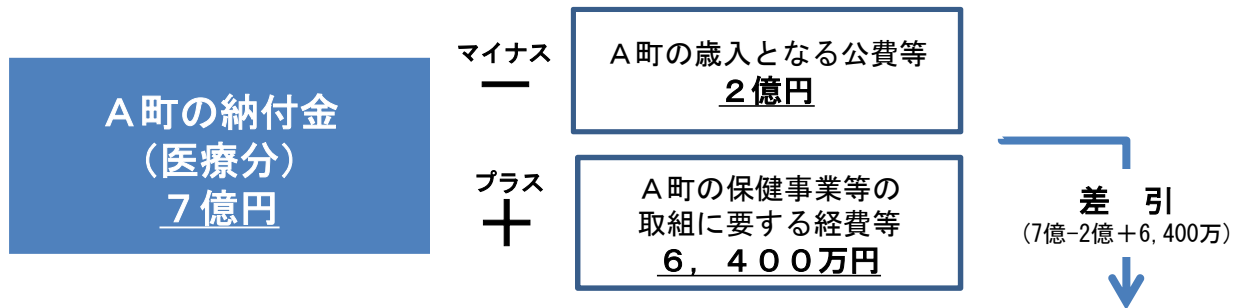


## ○市町村標準保険料率(理論値)(医療分)算出過程(例)

以下の前提条件により、A町を仮定し算出。

- 前提条件1：所得総額 45億円
- 前提条件2：被保険者数 8,000人
- 前提条件3：世帯数 4,800世帯



**A町の保険料収納必要総額  
5億6,400万円**

↓  
これを標準的な収納率(94%)で除す (5億6,400万円÷0.94)  
(平成29年度規模別平均収納率の被保険者数5,000人以上1万人未満区分の収納率である93.88%に基づく。なお、この事例においては、計算過程を分かりやすくするため、94%で算出。)

**A町の賦課総額  
6億円**

## 1 応能割と応益割の比率

応能割と応益割の比率は、「48.1:51.9(※)」を基準に、所得水準の高い市町村は応能割が高く、所得水準の低い市町村は応能割が低くなるように調整する。

⇒ この事例では、A町の比率を、仮に「応能割:応益割=50:50」と設定する。

※)今年度国から示された宮城県の所得係数であるβ値(0.927)に基づく。

## 2 均等割と平等割の比率

均等割と平等割の比率は、70:30を基準に、世帯数が多い市町村は平等割が高く、世帯数が少ない市町村は、平等割が少なくなるように調整する。

⇒ この事例では、A町の比率を、仮に「均等割:平等割=71:29」と設定する。

	応能割 賦課総額 (50%) 3億円	応益割 賦課総額 (50%) 3億円	
	所得割 賦課総額  3億円	均等割 賦課総額 (71%) 2億1,300万円	平等割 賦課総額 (29%) 8,700万円
	A町の 所得総額 45億円で除す (前提条件1)	A町の 総被保険者数 8,000人で除す (前提条件2)	A町の 総世帯数 4,800世帯で除す (前提条件3)
<b>標準保険料率 (理論値)</b>	<b>所得割率</b>	<b>均等割額</b>	<b>平等割額</b>
	6.67%	26,625円	18,125円

注)市町村標準保険料率は、あくまで「理論値」であり、実際の各市町村の保険料(税)率を示すものではない。